

坂城町犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、坂城町犯罪被害者等支援条例（令和2年条例第23号）第8条の規定に基づき、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者及びその家族が受ける日常生活の支援に要する費用の一部に対して、予算の範囲内で坂城町犯罪被害者等日常生活支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為（被害届等により被害を受けたことが確認できるものに限る。）による死亡又は重傷病をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時において次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次号において同じ。）
 - イ 犯罪被害者の2親等以内の親族
- (5) 家族 犯罪被害者が犯罪行為により重傷病を負った時において次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 犯罪被害者の配偶者
 - イ 犯罪被害者の2親等以内の親族
- (6) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1か月以上で、かつ、3日以上入院を要すると医師に診断されたもの（当該疾病が精神疾患である場合は、療養に要する期間が1か月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度であることを要すると医師に診断されたもの）をいう。
- (7) 町民 町内に住所を有する者、町内に居住する者及びこれに類する者であると町長が認める者をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱の規定による助成金の交付対象となる者は、次条の表に規定する支援を受ける時及び第6条に規定する申請をする時において、町民である者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者
- (2) 遺族
- (3) 家族

(助成の種類、助成の内容及び助成の額等)

第4条 助成の種類、助成の内容、助成の額等は、次のとおりとする。

助成の種類	助成の内容	助成の額等
家事、育児及び介護支援	犯罪被害を受けたことにより日常生活を営むことについて支障があると認められる犯罪被害者、遺族又は家族（以下「犯罪被害者等」という。）が次に掲げるサービスを利用する場合の費用の助成 (1) 家事援助 調理、衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物その他必要と認められる家事援助 (2) 育児援助 保育園、幼稚園等の送迎、保育その他必要と認められる育児援助 (3) 介護援助 介護が必要な人の見守り、食事介助、排せつ介助その他必要と認められる介護援助	10分の10以内の額。 上限5,000円/時間 (上限72時間)
配食支援	犯罪被害を受けたことにより外出が困難となり、健康の維持等を図るための食事を用意することに支障がある犯罪被害者等が、配食サービスを利用する場合の費用の助成	10分の10以内の額。 上限1人1,000円/日 (利用の初日から起算して30日以内)
一時保育支援	犯罪被害を受けたことにより、扶養する就学前の子の家庭での保育に支障が生じた犯罪被害者等が、一時的な預かり保育を利用する場合の費用の助成	10分の10以内の額。 上限2,800円/回 (上限10回)

転居支援	犯罪被害を受けたことにより、従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害者等（当該住居に居住し続けることにより精神的不調を来たすおそれや二次被害若しくは再被害を受けるおそれがあるもの又は従前の住居が犯罪行為により滅失し若しくは著しく損壊したものに限り、）が、転居する場合の費用の助成。ただし、他の地方公共団体から同種の支援を受けていないこと。	10分の10以内の額。 上限20万円／回 (上限2回)
カウンセリング等支援	犯罪被害者等が犯罪被害を受けたことによる精神的被害の軽減又は回復のために公認心理師等によるカウンセリング及び精神科等診療を受ける場合の費用の助成	10分の10以内の額。 上限5,000円／回 (上限10回)
報道対応支援	犯罪被害者等が犯罪被害を受けたことによる報道機関の対応等を弁護士に依頼する場合の費用の助成	10分の10以内の額。 上限23万円
弁護士相談支援	犯罪被害者等が犯罪被害によって生じる法律問題について、弁護士に相談する場合の費用の助成	10分の10以内の額。 上限5,000円／回 (上限3回)

(交付の制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金を交付しないことができる。

- (1) 同一の犯罪被害について、この要綱による助成金と同種のものの支給を国又は他の地方公共団体から受けているとき。ただし、この要綱に定める限度額に達しない場合はその差額を支給できる。
- (2) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は助成対象者と当該犯罪行為の加害者との間に次のいずれかに該当する関係がある場合
 - ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。）

ウ 3親等内の親族

(3) 犯罪被害者又は助成対象者に次のいずれかに該当する行為があった場合

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(4) 犯罪被害者又は助成対象者に次のいずれかに該当する事由がある場合

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと（その組織に属していたことが当該犯罪行為を受けたことに関連がないと認められるときを除く。）。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他加害者と親密な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を与えたこと。

2 前項第2号の規定にかかわらず、同号アからウまでの関係が破綻していたと認められる場合又は次の各号にいずれかが該当する場合は、助成金の交付を制限しない。

(1) 犯罪被害者が18歳未満の者であって、助成対象者であったとき又は犯罪被害者が18歳未満の者を監護していたとき。

(2) 犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者に該当する場合であって、犯罪被害の原因となった犯罪行為の加害者に対し、当該犯罪被害者に係る同法第10条の規定による保護命令が発せられているとき。

(3) 当該犯罪行為が、次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待と認められるとき。

イ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号に掲げる行為を除く。）と認められるとき。

ウ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為を除く。）と認められるとき。

(助成金の交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする遺族（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあつては、当該者の代理人を含む。以下「助成金交付対象遺族」という。）は、坂城町犯罪被害者等日常生活支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び犯罪被害申告書（様式第2号。以下「申告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書その他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 犯罪被害者の消除された住民票の写し
- (3) 助成金交付対象遺族の住民票の写し
- (4) 助成金交付対象遺族と犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本その他の証明書
- (5) 助成金に係る領収書その他の支出が確認できる書類
- (6) 助成金交付対象遺族が犯罪被害者との婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする犯罪被害者又は家族（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあつては、当該者の代理人を含む。以下「助成金交付対象者」という。）は、申請書及び申告書に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者が重傷病に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数（精神疾患である場合は、労務に服することができない日数）及び病名を明記したものに限る。）の写し
- (2) 助成金交付対象者の住民票の写し
- (3) 助成金に係る領収書その他の支出が確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、町長が認めたときは、第1項各号又は前項各号に掲げる書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

(申請期限)

第7条 前条の規定による申請の期限は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時から1年以内（精神疾患である場合は、医師の診断があつた日から1年以内）とする。この場合において、当該申請は、支援を受けた日の属する年度ごとに行わなければならない。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、他の地方公共団体が実施する犯罪被害者等に対するカウンセリング等の支援を受けた者が行うカウンセリング等支援に係る申請の期限は、当該地方公共団体が実施するカウンセリング等支援の最終実施日から起算して1年以内とする。
- 3 第1項前段の規定にかかわらず、転居支援に係る2回目の申請の期限は、1回目の転居日から起算して1年以内とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

(交付の決定等)

第8条 町長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、速やかに、坂城町犯罪被害者等日常生活支援助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項に規定する審査に際し、同項の申請を行った者その他関係者に対し、当該申請に係る状況等について調査をすることができる。
- 3 町長は、第1項に規定する審査に際し、必要があると認めるときは、警察その他関係機関への照会を行うことができる。
- 4 前項の規定は、第1項に規定する助成金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。）後においても適用があるものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定を受けた者がこの要綱に定める助成金の交付の資格を有しないことが判明したときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- 2 町長は、交付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該交付決定を受けたと認めるときは、当該交付決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第10条 前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の交付を受けた者は、町長が定める日までに助成金を返還しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日以降の犯罪行為により被害に遭った犯罪被害者、遺族又は家族について適用する。

様式第1号 (第6条関係)

様式第1号 (第6条関係)

坂城町犯罪被害者等日常生活支援助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

(申請(請求)先) 坂城町長

(申請(請求)者) 住 所
氏 名
電話番号
犯罪被害者との続柄 ()

1 次のとおり、申請及び請求します。

申請内容	<input type="checkbox"/> 家事、育児、介護支援費 <input type="checkbox"/> 配食支援費 <input type="checkbox"/> 一時保育支援費 <input type="checkbox"/> 転居支援費 <input type="checkbox"/> カウンセリング等支援費 <input type="checkbox"/> 報道対応支援費 <input type="checkbox"/> 弁護士相談支援費
申請履歴	同一事件でこれまでに助成金の申請をしたことが <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合 ()

2 申請金額

家事、育児、介護支援費	円
配食支援費	円
一時保育支援費	円
転居支援費	円
カウンセリング等支援費	円
報道対応支援費	円
弁護士相談支援費	円
合計	円

3 申請内容

種類	理由・金額等	
家事、育児、介護、支援費	必要理由	
	費用	円
	利用時間	時間
	利用期間	年 月 日～ 年 月 日
配食支援費	必要理由	
	費用	円
	利用期間	年 月 日～ 年 月 日
一時保育支援費	必要理由	
	費用	円
	利用数	回
	保育対象者	保育対象者氏名 (歳) 申請者との続柄 ()
転居支援費	必要理由	
	費用	円
	利用数	回
	利用日	1回目: 年 月 日 2回目: 年 月 日
カウンセリング支援費	必要理由	
	費用	円
	利用数	回
	利用期間	年 月 日～ 年 月 日
	他の地方公共団体が実施する制度の利用	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日～ 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> 無
報道対応支援費	必要理由	
	費用	円
	利用期間	年 月 日～ 年 月 日
弁護士相談支援費	必要理由	
	費用	円
	利用数	回

4 助成金の交付に係る申請に際し、提出書類により証明すべき事実を町が保有する公簿等により確認することについての同意の有無

同意します 同意しません

- 5 申請事項に係る調査等への同意 助成金の交付に係る審査に際し、町が関係者及び警察その他関係機関への照会を行うことについての同意の有無
 同意します 同意しません

6 添付書類（次のうち、必要なもの）

(1) 申請者が遺族の場合

要否	チェック欄	必要書類
必須書類	<input type="checkbox"/>	死亡被害者の死亡診断書その他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
	<input type="checkbox"/>	犯罪被害者の消除された住民票の写し
	<input type="checkbox"/>	助成金交付対象遺族の住民票の写し
	<input type="checkbox"/>	助成金の対象遺族と犯罪被害者の続柄に関する戸籍の謄本その他の証明書
該当する場合に添付が必要な書類	<input type="checkbox"/>	助成金交付対象遺族が犯罪被害者との婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(2) 申請者が犯罪被害者（その犯罪被害が重傷病である者に限る。）又は家族の場合

要否	チェック欄	必要書類
必須書類	<input type="checkbox"/>	重傷病に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数（精神疾患である場合は、労務に服することができない日数）及び病名を明記したものに限る。）の写し
	<input type="checkbox"/>	助成金交付対象者の住民票の写し

(3) 共通

要否	チェック欄	必要書類
必須書類	<input type="checkbox"/>	助成金に係る領収証その他の支出が確認できる書類

7 振込先

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く。)	支店	預金種目	口座番号 (右詰めでご記入ください。)
銀行・金庫・農協	本店・支店・出張所	普通	
		当座	
ゆうちょ銀行	店番	預金種目	番号 (右詰めでご記入ください。)
貯金通帳の見開き下に記載された振込口座の店番・番号を記入してください。		普通	
		当座	
(フリガナ)	*必ず記入してください。		
口座名義人			

8 各種要件等

除外申請事由	<p>私は、以下の事項に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は助成対象者と当該犯罪行為の加害者との間に夫婦（事実上の婚姻関係を含む。）、直系血族（事実上の養子縁組関係を含む。）、3親等以内の親族関係のいずれかがあった。 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者又は助成対象者が当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為があった。 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者又は助成対象者に、過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為があった。 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者又は助成対象者に、当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為があった。 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者又は助成対象者が当該犯罪行為を容認した。 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者又は助成対象者が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であった。 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者又は助成対象者が、当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を与えた。
--------	---

様式第2号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

犯罪被害申告書

年 月 日

（申告先）坂城町長

申告者住所
申告者氏名
被害者との続柄
電話番号

坂城町犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申告します。

1 犯罪被害の概要

ふりがな			
犯罪被害者の氏名			
犯罪被害者の生年月日	年	月	日
犯罪被害者の住所	〒		
犯罪被害が発生した日			
犯罪被害を受けた場所			
加害者の罪名	判明していない場合は、記載不要		
犯罪被害の概要			
被害届の提出	有・無	届出警察署	警察署
被害届提出日			

2 情報提供の同意

助成金の交付に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、町が調査し、警察等関係機関が提供することの同意の有無

同意します 同意しません

様式第3号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

坂城町長 印

坂城町犯罪被害者等日常生活支援助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった坂城町犯罪被害者等日常生活支援助成金の交付について、次のとおり決定したので、坂城町犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

交付

家事、育児、介護支援費	円
配食支援費	円
一時保育支援費	円
転居支援費	円
カウンセリング等支援費	円
報道対応支援費	円
弁護士相談支援費	円
合計	円

不交付

理由	
----	--

※助成金の交付後に、坂城町犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱第3条に定める助成の対象となる者でないこと、同要綱第5条に定める助成しないことができる場合に該当すること、又は同要綱第9条に定める交付決定の取消しの規定に該当することが判明した場合は、同要綱第10条の規定に基づき、既に交付を受けた助成金の返還を求めるものとし、町長が定める日までにそれを返還しなければなりません。